

「かしわ」と「かし」

— 漢字表記と和訓を通してみた —

—

芥川龍之介の『或阿呆の一生』の中に「先生」という一節がある。彼は大きい櫛の木の下に先生の本を讀んでゐた。櫛の木は秋の日の光の中に一枚の葉さへ動さなかつた。どこか遠い空中に硝子の皿を垂れた秤が一つ、丁度平衡を保つてゐる。——彼は先生の本を讀みながら、かう云ふ光景を感じてゐた。……

ここの不審のたねは「櫛」というところにある。今、手近な『芥川龍之介作品集 第六卷』（昭和二十五年岩波書店刊行）によつて引用したが、改造社版の『現代日本文学全集 30 芥川龍之介集』（昭和三年刊）では、それが「榧」となつてゐる。各種の全集や作品集に収められているものを検してみても、すべて「櫛」か「榧」かのいずれかを採つていて、他の形をとるものはない。一見したところ、これは「櫛」と「榧」との字形採用上の対立を示しているかのようである。しかし、この二形のうちいずれが芥川の使用した本来の字形かということ、彼の自筆原稿によつて容易に決着のつけられる問題であつて、専門の研究者の間ではあるいは解決済みのことであるかも知れない。字面が「櫛」であるにせよ、「榧」であるにせよ、実際に問題にしたのは、これを《かし》（榧）の意に用いてゐると考えられるところにあるのである。次に掲げる二例と比べてみるだけでも、芥川の用字がいささか特異であることは感得できる筈である。

佐藤 稔

五月五日にはかしは餅として櫛の葉に餅を包みて祝ふ事いづこも同じさまなるべし。昔は膳夫をかしはでと言ひ歌にも「旅にしあれば椎の葉に盛る」ともあれば食物を木の葉に盛りし事もありけんを、今の世に至りてなほ五日のかしは餅ばかりその名残をとどめたるぞゆかしき。

（正岡子規『墨汁一滴』）

それがよしや暗黒の中に各々幽かに万物照応の理順を秘してゐるとはいへ鋭感な今の私には松の葉が如何に光り、榧が如何に戦慄し、雪の下が如何に肺病の蒼白い皮膚を滑らかな苔の上に擦りつけるか瞭然感知し洞察することが出来る。

（北原白秋『桐の花』「白猫」）

子規の文では「かしは餅」の包材などにこの「櫛」の葉が利用されることを述べ、白秋の例の「榧」には「かしは」のルビが付されてある。ともに《かしわ》（柏）の意に用いたものであることを示しているのである。

《かし》と《かしわ》では指し示すものが全く異なる。芥川にその二物の弁別がつかなくなつたなどとは到底考えられない。「かしは」の「は」一字を脱したというような、単純な過誤が今まで見過ごされて来たものかとも考えられるが、それにしては有識有能な校正者の手を経て幾度となく刊行され続けている作品のことである。¹⁾ 芥川の《かし》としての用い方を一つの用法として認めることができ、それが相

応に根拠を有するものであったとしたり、たとえ我々の眼には異様に映ずるとしても、作者や校正者を非難するのは当たらないことになる。ただ、遺憾ながら、今のところ、「櫨」「榲」を《かし》として用いることは是非を教えてください。論説は管見に入らない。自らがまずこの二字の字義と和訓とを洗い出してみることから始める必要があるであろう。

二

ここでは、まず、「榲」および「櫨」字がいかなる和訓と結びついているかを一瞥した結果を示しておくことにする。

まず「榲」字から挙げる。この字に付されている和訓として得られるのは、「カシハ(カシハギ・カシハノキをも含む)」「アフチノキ」「クヌギ」「カタキ」「タラ」の五種である。身近にある字書や語彙集などにあたったところでは、「カシハ」が最も優勢な訓であるらしく、和名抄をはじめとして、名義抄・字鏡抄・字鏡集・夢梅本倭玉篇・合類節用集・書言字考節用集・古言梯・世界商売往来・単語往来などに容易にその形が得られる。「カシハギ」は、名義抄・字鏡抄・龍谷大学本字鏡集に、また「カシハノキ」は白河本字鏡集に、それぞれ「カシハ」と併存する訓として「アフチノキ」とともに収載されている。「アフチ」は色葉字類抄では「棟」「栲」二字をあてているが、黒川本に、「日本俗云栲檀」(「棟」の注)とあるように、《かしわ》とは異なるものである。龍谷大学本字鏡集には、さらに「クヌギ」の訓も加えられている。「クヌギ」という訓が「カシハ」の訓と共存している点は、本草和名に、「猪苓」の和名として「カシハギ」「クヌギ」「ヤマカシハ」を並べてある点と通うところである。「カタキ」は、合類節用集に「榲 又櫨」(「櫨」の右訓に「カシハ」「カタキ」とある例を拾うにとどまるが、これはあるいは、新刊多識

編に「榲実」を注して、

加之波 今俗云 可太岐 古云 伊知伊乃岐 【異名】櫨櫨
(音速)

とあるのと関連があるかも知れない。商売用字尽には「榲実」に「ドングリ」の訓を付しているが、本草関係の文献には、その果実を示す漢字に樹木の称呼にあてているのが見られるので、これもその例としてよいであろう。「タラ」という訓が倭玉篇(慶長刊)に見える。

次に、「櫨」字について見ることにする。新撰字鏡には「櫨」「榲」の三種の字形を示した上、

三形作 核瀧反 松櫨也 万加志波

と注している。「松櫨」は《松やに》なのか《松の木のしん》なのかはつきりしないが、ともかく「櫨」字の本義とされるものを示したものであろう。万葉仮名書きの和訓の方は、「ヤマカシハ」か「マカシハ」かのいずれかの形である。注文を「松櫨也」「万加志波」と解すると「マカシハ」という訓になるが、他の文献に「マカシハ」の例を全く見ることがないことと、本草和名の「猪苓」に和名の一つとして「也末加之波」があることとあわせ考えて、ここは「松櫨」「也万加志波」として処理しておくことにする。次に、「カシハギ」の訓であるが、この訓も相応に古くからのものであったと思し、本草和名では「櫨若葉」に、「和名加之波岐 一名久奴岐」とあり、伊呂波字類抄にも、同じ漢字表記に、「カシハキ 又名クヌギ 見本草」と注している、本草和名を踏襲したことが考えられる。因に、新刊多識編は本草和名と同文同字面の記事である。色葉字類抄では「カシハギ」の掲出漢字として「栲」「櫨」の二字を用いている。このように単字「櫨」と和訓「カシハギ」とが結びつく例は稀で、他には篇目次第にその例を見出し得たとどまる。これに対し、最も通用したのは「カシハ」の訓である。ざっと例を挙げると、まず、名義抄に、「胡買反

松本 カシハ」とあるのをはじめ、伊呂波字類抄・世俗字類抄（二卷本）・字鏡抄・字鏡集・龍門文庫蔵室町中期写節用集・増刊下学集・初心要抄・桂本佚名古辞書・宣賢卿字書・類集文字抄・倭玉篇（慶長刊）・易林本節用集・慶長板仮名文字遣・倭字古今通例全書・累用字尽・節用集全・万国通商往来など、枚挙に遑ないほどである。「クスノキ」「カケハシ」「ヲホトチ」の訓は、字鏡抄・字鏡集に共通して見えるもので、何か特定の系譜をひくものであろうとは考えられるが、その源流など詳らかでない。なお、篇目次第・弘治二年写倭玉篇にも「クスノキ」の訓が存する。倭玉篇（慶長刊）に「クスリノキ」という形が見えるが、「医師」の訓に「クスリシ」「クスシ」の二形あることからの類推によって作り出されたものかと考えられる。「クヌギ」が「櫛若葉」と結びついた例は「カシハギ」の訓のところで示したが、近世以降には「櫛」一字に対して「クヌギ」「クノキ」の訓を付した例が得られるようになる。「クヌギ」では、田舎往来・続百姓往来太平楽・男節用集如意宝珠大成が、「クノキ」では、改正諸職往来・小野篁歌字尽、さらに「クノギ」と濁点を明瞭に付した形のものが農民竈建往来・大全歌字尽に見える。「ヌキ」という形も「クヌギ」から出たものかと思われるが、難字往来・累用字尽に例を見ることのできるから、単なる誤記のようなものでもないであろう。「カラタチ」という訓は、新撰類聚往来・字纂往来に「枳」（字纂往来では「栢」）および「櫛」の二字に付されてあるものである。「櫛子」を「イチヒ」と訓んでいるのは俳題正名に見出せるが、男節用集如意宝珠大成には「櫛（くぬぎ）」の左訓として「ドングリ」が示されており、一脈通うところがある。中にいささか異様な感じを与えるのは、明応五年本節用集に「栢」字の訓として「カヤ」を示した後に、「櫛」の二字をも同訓の字として掲げてあることである。「栢」「栢」二字が交渉・混同したことから、「栢」「櫛」二字もさらにイコール

で結ばれ、「栢」「櫛」の同訓関係が拡張され、ついには「櫛」にまで「カヘ」「カヤ」の訓を持たんでしまったものかと解される事例である。夢梅本倭玉篇には「松楹也」の注記とともに「マツノハシラ」という訓が示され、四声字林集韻には「マツヤニ」「ユエマツ」の訓がある。ともに「櫛」字の本義に向けられた訓であると考えられる。

以上、「櫛」字の和訓として拾い得たものは「ヤマカシハ」「カシハギ」「カシハ」「クスノキ」「クスリノキ」「カケハシ」「クヌギ」「クノキ」「クノギ」「ヌキ」「カラタチ」「ドングリ」「カヤ」「マツノハシラ」「マツヤニ」「ユエマツ」といったもので、「櫛」字の場合と比べるといくらか多彩な感じがあるが、「カシハ」あるいは「カシハギ」の訓が最も普通のものであったと理解しておいて差支えはなさそうである。

右に見たように、音も字形も異なる「櫛」「櫛」二字は、ともに「カシハ」「クヌギ」の和訓を有する点で一致している。しかし、単に訓が一致するからといって同一字の異体関係と認めるわけには行かない。「櫛」字は、篆隸万象名義に、「胡木反 櫛字」とあり、大広益会玉篇（『宋本玉篇』）にも、「胡木切 櫛櫛木」と注している。一方、「櫛」字の方は、篆隸万象名義に、「核灑反 松頭 松櫛也」とし、宋本玉篇にも、「佳買切 松櫛也」と注してある。ここには両字の間に音義ともに重なり合うものがあるとは認められない。「櫛」字の方は確かに《かしわ》と結びつく判断できるとしても、「櫛」字の方はもと《かしわ》を表すことに関与していなかったのである。「櫛」字に「カシハ」の訓を認めるようになったのは、『漢字要覧』にいう「本邦転用字」、新井白石のいわゆる「国訓」としてのもの、すなわち、日本での特異な用法の一つとしてよいであろう。林泰輔の説明を借りれば、「ソノ字体相似タルヨリ、誤り用キシモノ」ということなのである。

字形が類似することで、その字本来の訓が侵され、別字の訓がしのび込む、あるいはとってかわるといふことは、この二字の間に限った現象ではない。『同文通考』以下諸書に例示がある。⁵⁾ それらの例は、一時的・一回限りの誤解・誤読・誤用によると思しいものから、永続性のある通用字として扱われるようになったものまで、かなりの幅があつて一様でない。また、現象として生起した時期も、新古相当のバラつきがあつて、特にこれと指摘できる時代的傾向が認められるわけではない。

《かしわ》を表す「榦」「櫛」字の場合は、比較的はやくより社会に定着した現象として眺められる例の一つである。しかし、この程度のことを知り得ても、冒頭の芥川龍之介の「かし」としての使用の是非について解決を見るところまで至っていないことを認めないわけには行かないのである。

三

本節では、「カシハ」の訓をもつ漢字として、「榦」「櫛」字以外にどのようなものがあり、また、それらは他にどのような和訓をあわせもっているかについて一瞥することにする。

まず圧倒的に多いのが「柏」字を用いる場合である。和名抄に、

榦 本草云榦〔音斗斛之斛 和名加之波〕⁶⁾ 唐韻云柏〔音帛 和名上同〕木名也

と見えるように「榦」字と同訓字として扱われている。「櫛」あるいは「櫛」字とともに「柏」字に「カシハ」の訓を付したものは、宣賢卿字書・龍門文庫蔵室町中期写節用集・類集文字抄・増訂下学集・易林本節用集・慶長板仮名文字遣・節用集大全・累用字尽など数多くの文献に見られる。『延喜式』などでも「榦」「櫛」「柏」三字が混用されていて、はやくより同一物を異なる漢字を用いて表していたと考

えられる。「カシハキ」の形で「柏」「櫛」二字を掲出してあるのは色葉字類抄であるが、伊呂波字類抄では、

柏〔カシハ〕櫛〔同〕猪苓〔楮イ本 陶景注云作塊 似猪矢故名之〕

猪猪子〔仁謂音加〕楓樹苓〔出陶景注〕豕彘〔疏文云出莊子 已

上四名カシハキ 又名カマカシハ 見本草 又クヌキ〕

櫛若葉〔カシハキ 又名クヌキ 見本草〕

と、本草分野での表記例を増補してかなり煩雑になっている。これは、「猪苓」以下本草和名に依拠したものと見られるが、「猪猪子」は本草和名に「猪猪矢」とあるものを誤つたのであり、また「クヌキ」の和訓は本草和名で「久歧」とあるから、医心方の和訓を採用したと思しい。「カマカシハ」の訓も本草和名によれば「ヤマカシハ」が正しい。なお、世俗字類抄（二巻本）に、

櫛 柏〔草麻〕

とある「カラカシハ」は、和名抄の草類に、

草麻 本草云草麻〔上音釜示反 和名加良可之波 一云加良衣〕

とあるように、『かしわ』とは全く別物である（天保八年板増字百倍早引節用集には「とうごま」として掲出してある）。色葉字類抄では

「柏」「櫛」「草麻」の順で掲げられているから、「草麻」の訓を前の字に付し、「草」を字形の類似から「草」字に誤り、「草麻」を注の形に繰り入れてしまったものと考えられる。下つて、書言字考節用集に「櫛」「大葉櫛」「柏」を「カシハ」として示してあるが、「柏」

字の注に、「本朝」俗用「此」字「謬来」旧「矣」矣矣。出「知」とあり、チの

部に「チサノキ」の訓をもつ表記として「柏」「売子木」を載せている。「売子木」は和名抄に「カハチサノキ」、新刊多識編に、「チサノキ」の和名をもつものであるが、「柏」を「チサノキ」とする根拠

がどこに求められるのか明らかでない。明らかでないと言え、農民

竈建往来に「柏」とあるのも、事情のよくわからない例である。「柏」字に「カシハ」の訓を施した例は頗る多い。世俗字類抄（七卷本）・塵芥・運歩色葉集・頓要集・饅頭屋本節用集・新撰仮名文字遣・小野篁歌字尽・難字往来・筆海俗字指南車・寺子節用錦袋鑑・田舎往来・商売用字尽・字尽童子教・続百性往来太平楽・分類早見字尽・大全歌字尽・万国商法往来などは、「柏」字のみに「カシハ」の施訓の見られる文献である。近世からの識字教科書に特に目立つ傾向である。さて、「柏」は、時に、「栢」と同字として扱われる。その結果、「栢」

に「カシハ」、「栢」に「カヘ（カヤ）」の訓が施されることがある。栢（カシハ カヤ 栢ト同）／栢（カヤ）（慶長十五年刊倭玉篇）栢（栢）栢（同）（天正十八年本節用集）

とあるものや、栢（補白切 ハク反 ヒヤク反 カヘ）栢（ハク反 甫格切 カヘ カシハ 无）（篇目次第）

あるいは、栢（栢同） 榧／栢（弘治二年本節用集）栢（栢同） 榧／栢（永禄二年本節用集）

などともあるものを見出すことができる。西足院本節用集および天正十七年本節用集の記事も永禄二年本節用集と同体裁であるが、「カシハ」の直下の「定」記号を脱している。『今昔物語集』には、

荀クモ将門、栢原、天皇ノ五世ノ末孫也（二五の一）

のように「カシハバラ」に「栢原」を以てした例が見られる。ほかに、文明本節用集「栢（異名新甫蒼官）」、俳題正名「刻栢盃」（カシハヲキザムサカツキ）などの例もある。合類節用集では、「カシハ」を「榧」字の訓に限り、「栢」「栢」字はそれを切り離して別訓字として用いているようである。

榧（右訓「カヤ」「カエ」、左「ヒ」）

【多識】栢〔又栢同〕被_同子、〔円_テ而大_ナ榧也〕栢（右訓「ソバタテ」「カエ」左「ハク」）【多識】栢（側栢也）

榧（右訓「カシハ」「カタキ」左「コク」）〔又榧。大葉榧並同 葉_ヲ曰_ク榧若_ク、実_ヲ曰_ク櫟_榧子、〕（巻四）

こうして眺めて見ると、「栢」「栢」「カシハ」「カヘ」の字形・和訓はかなり錯綜したものとなっているが、いま一度古いところへ立ち戻って「栢」「栢」二字を確認しておく必要がある。名義抄には「栢」字に、「音帛 カシハ ナツ ウツ 俗歟」とあり、同じく「栢」字に、「音音 カヘ 一名榧 ウツ 俗歟」とあって、二字が別字であることを示しているかのようである。『日本書紀』（神代上）、

松栢生_ニ於_ニ背上_ニ而_ニ蔓_ニ延_ニ於_ニ八丘八谷之間_ニ

の例_⑥は、古写本について調べる便宜のないまま寛文板の字面によると、「栢」は「カヤ」すなわち「カヘ」側の訓と結びついている。

『万葉集』中に「栢」「栢」字が用いられた例は合わせて五例あるが、うち一例が「松栢」と熟して「マツカヘ」と訓まれる（一九一四一六九）。他は「秋栢」（一一一―二四七八）「朝栢」（一一一―二七五四）

「石迹栢」（七一―一三四）「兎手栢」（二六―三八三六）ですべて「カシハ」と訓まれる_{補1}。西本願寺本や元暦校本では厳然と「栢」と「栢」とを区別して使い分けているから、『日本書紀』寛文板の件の「松栢」の字面も信用してよいのかも知れない。ところが、和名抄

では、榧子 本草云栢実〔栢音百〕一名榧子〔榧音匪 和名加倍〕

栢 兼名苑云一名榧〔百菊二音 和名加閉〕（巻十八、菓類）

榧 本草云榧〔音斗榧之榧 和名加之波〕唐韻云栢〔音帛 和名上同〕木名也（巻二十、木類）

とあり、「栢」字に「カヘ」「カシハ」の二訓があるととれる記述に

なっている。混乱の源はこの辺に存するのであろう。狩谷掖斎は前二項の「柏」の字面を疑い、古写本に従って「栢」字に改めている（『箋注』）が、名義抄以前の事態になつた処置であると言えよう。要するに、日本では一時期まで「松柏」を表す字として「栢」を用いて、「栢」とは区別していたのである。「栢」字の方は「白」に「どんぐり」をイメージした国字訓的な文字であつたのであろう。因に、新撰字鏡には「苜」という国字があり、「カヂ」「カシハ」の訓を有している。一方、中国側では「栢」「栢」同字の感が強い。いま、「松柏」の語表記を拾うと、詩小雅頌弁「蔦与女蘿 施于松柏」、詩小雅天保「如松柏之茂 無不爾或承」、詩商頌殷武「陟彼景山 松柏丸丸」、礼記礼器「如松柏之有心也」、左伝襄公二十四年「不然部婁無松柏」、論語子罕「歲寒然後知松柏之後彫也」、同集解「大寒之歲衆木皆死 後知松柏小彫傷」、爾雅積木「如松柏曰茂」、説文阜部附「春秋伝曰附婁無松柏」、莊子讓王「天寒既至 霜雪既降 吾是以知松柏之茂也」、淮南子俶真訓「然後知松柏之茂也」などが得られるが、「松柏」「栢」二種の表記が伝本の違いを反映して存在している。例えば、説文では、徐鍇の繫伝、段玉裁の注ともに「松柏」であるに對し、陳昌治刻本は「松栢」とある如くである。こうして、勢い、「栢」を正字、「栢」を俗字として扱うことが一般的になり（字彙・正字通・康熙字典の「俗作栢非」というのは逆にそのことを証している）、日本の側でも「栢」と「栢」との使い分けが失われ、「カシハ」「カヘ」の訓の混同も進むといった事態にまで至つたのである。

「栢」字に「ナツ」「ウツ」の訓が見出せるのは名義抄・字鏡集等であるが、これは「迫」「拍」などに具わる訓のようである（集韻・古今韻会舉要）から、字形の類似、音の共通（通仮・仮借）などから「栢」字にも及んだものであろう。大安寺伽藍縁起并流記資財帳に

「爾時手栢慶賜而崩賜之」とあり、《手をうつ》意に用いられた例が存するが、他にそれらしい用例を補うことが困難である。「膳部（栢手部）」を「拍手部」と記した例（『西宮記』臨時五、献物章）のあることから、「栢」「拍」の混同通用ということを考えるのであるが、実は、手偏の漢字が木偏で実現される例は、正倉院文書を一瞥した限りではほとんどと言つてよいほど見出せないのである。同じ傾向は、『打聞集』、『三教指帰注』（中山法華經寺本）、『宝物集』（図書寮本）、『草案集』といった院政鎌倉時代書写の文献においても確認されている。その点を考慮すれば、「手栢」の一例は不注意などに起因する過誤（誤記）と見なして差支えないのではなからうか。

他の訓として得られたのは、色葉字類抄に見える「スエ」（「末季……栢（樹）」）、「タチマチ」（「忽……栢……」）のほか、「栢」字に施された「サハラ」（四声字林集韻・文選字引）、「栢」の一訓「ソバカラ」（四声字林集韻・字林大全）くらいである。

「カシハ」に「葉」字をあてたのは、『日本書紀』卷十一仁徳天皇三十年九月の条に、

皇后遊行紀国到熊野岬、即取其処之御綱葉（葉此云箇始婆）而還。

とある例である。訓注を欠くがほぼ同文を『万葉集』にも引用してある（卷二一九〇左注）。『万葉集』にはもう一箇所、「見攀折保宝葉歌二首」（一九一四二〇四題詞）と見え、歌には「保宝我之波」（一九一四二〇四・四二〇五）とある。仁徳紀に対応する『古事記』での表記では、「御綱栢」となっている。

「栢」字に「カシハ」の訓を見るのは字鏡抄・字鏡集と篇目次第である。ともに「ツチ」（「ツケ」とある伝本もある）の訓と並べてある。本義は《おり》であるが、篇目次第に「檻」と注してあるのは、同書の「檻」字に「オホカシハ サス」とあるから、いずれを意味し

ているのか明らかでない。『文選』に「楓柀」と並べて香木の義とした¹⁹⁾のを用いたのであろうか。

新撰字鏡に「楷」字を「加志波木」とする。これは小学篇字及本草木異名のところに入っているから、爾雅の「楷」とは無関係なのであろう。爾雅では、「楷、皷」とあり、疏に、「木皮甲粗錯者名楷、亦名皷」とあるからである。

「朴」字に「カシハノキ」の訓の見えるのは倭玉篇（慶長刊）で、「ホウノキ」「スナヲ」とともに挙げられている。「朴」字は説文によれば、「木皮也从木卜声」とあり、繫伝に「今葉有厚朴 一名厚皮 是木之皮也 古質朴字多作樸」とある。白河本字鏡集の「朴」字の訓「コハタ アツヒ クチキ キノカハ ホウノキ〔正〕 木ノモト スナヲナリ」は、ほぼこの線に沿ったものであろう。増統会玉篇大全所載の訓では、「オホガシハ」および「ホフノキノカハ」となっている。熟字「厚朴」の訓を単字「朴」の訓に充当したものであろう。

「厚朴」を「保々加志波」とするのは新撰字鏡である。本草和名には、

厚朴 一名厚皮 一名赤朴樹 名捺〔玄操音乃帯反 又作榛 音津〕 子名逐折一名重皮〔出釈薬性〕 和名保々加之波乃歧

とあつて詳しい。和名抄には、

厚朴〔重皮附〕 本草云厚朴一名厚皮〔楊氏漢語抄云厚木保々加之波乃木〕 釈薬性云重皮〔和名保々乃加波〕 厚朴皮名也

とあつて、「ホホカシハノキ」のほかに「ホホノカハ」の訓が加わっている。源順の「重皮」の説明に問題があることは、本草和名と対照することで明らかである。説文「朴」字に「木之皮也」と注した木は「榛」といい、その皮が厚重であることから、その樹木を「厚朴」とも「厚皮」とも「重皮」とも称したものであるらしい。《かわ》を直接指す名ではなかったと考えられるのである。広雅釈木にも「重皮、

厚朴也」とあるのもこれを裏付ける。にもかかわらず、色葉字類抄には「厚朴」「厚皮」に「ホホカシハノキ」、「重皮」に「ホホノカハ」を配して、和名抄を踏襲しているのである。中世以降、「厚朴」は「ホウノキ」と訓まれるのが一般的になる（文明本節用集・運歩色葉集・塵芥・増刊下学集・明応五年節用集・天正十七年本節用集・同十八年本節用集・黒本本節用集・大谷大学本節用集など。易林本節用集には「ホフノキ」とある）。中に、類集文字抄のみ「ヲフカシワ」とあるが、これは「オホカシハ」（増統会玉篇大全に「朴」一字に「オホガシハ」の訓を付している）の訛訓であろう。

「ホウカシハ 朴柏」（慶長板仮名文字遣）の漢字二字の表記は、「朴」字と「ホホ」という省略形（色葉字類抄に「朴ホヲ」とある）とが結びついたことで新たに生じたものと考えられる。

難字記および夢梅本倭玉篇には「採」字に「カシハ」の訓がある。宋本玉篇の「採」字に、「千代切 榲也」とあるから、これに基づいたものかと考えられるが、篆隸万象名義の「採」字には、「榲木也 榲字」とある。「榲」字は「松構」、「榲」字は「青皮木」（宋本玉篇）であつて、「榲」字の義と異なるから、こちらによると「カシハ」の訓は具合の悪いことになる。「採」字を「かしのき」として、「榲木（かしのき）」の直後の項目に提出している例が節用集大全に見える。「カシ」と「カシハ」にまたがる例として注目されるが、何に基づくものか知るところがないのを遺憾とする。

なお、書言字考節用集に「タラノキ」として「榲」「榲」二字を掲げて、「榲」字の注に、「和俗用此字者謬。出加」とあるのはいかげなものであるだろうか。「採」「榲」二字のセットを「榲」「榲」の組合せに誤認したということではなからうか。姑く疑いを存しておく。

「榲」字に「カシハ」の訓があるのは白河本字鏡と篇目次第である。前者には、「ヲホシマ ヲホカシハ サス」とある。「ヲホシマ」は

《おぼしま》のことである。後者は、「オホカシハ サス」とある。この二つの文献には別字として「櫟」があり、ともに「カシノキ」の訓が施してある。これも「カシハ」と「カシ」とを近づける役割を果たさなかつたとは言いい切れない。偏旁冠脚の位置を置換しても同字であるという異体関係の漢字¹⁾が少なくないからである。

「櫛」字は名義抄に、「音秋 又音猷 堅木 瘤也 木病也」とあって、説文の説解「柔木也 工官以為栗輪」とはかなり異なるが、「堅木」というのは山海經郭注の「櫛、剛木也」に通ずるものであろう。説文段注によれば、剛木で車材にもあてられるのであるから、しどとくしなやかでもあるということ、剛にして柔、称を異にしても実を同じくするものであるという。名義抄の和訓では「ツム」「ツミキニス」「ナラノキ」「カシハキ」であるが、字鏡抄・寛元本字鏡集には、「ナラ」「ツミキニス」「カシハキ」「ムロノキ」「カシノキ」「イチヒ」「ナラノキ」の和訓が並べられている。白河本や龍谷大学本の字鏡集でも、写し誤りなどによる小異はあるが、ほぼ同様の和訓を見ることが出来る。これらの資料では「櫛」字に「カシハギ」「カシノキ」いずれの訓をも含んでいるということがわかる。近世以降の文献では、「櫛」字に「カシハギ」の訓を施すことはすたれ、「ナラ ツミキ ナラノキ ムロノキ カシノキ」(慶長刊倭玉篇)、「トチ ム シバヤク ナラ」(四声字林集韻)、「ツミキ カシノキ ムロノキ」(文選字引)などの訓に移って行く。「カシハギ」と「カシノキ」の直接交替というのではなからうが、少なくとも「カシハギ」と「カシノキ」の訓が「櫛」字を介してある一時期は共存したこと、それ以前は「カシハギ」の訓が行われ、「カシノキ」の訓を欠き、以後「カシノキ」の訓が見られる一方「カシハギ」の訓が姿を消したということ、これらの事実は認めることができるのである²⁾。

以上が、「カシハ」の訓をもつ漢字の側から眺めた概況である。

四

本節では、《かし》をいかなる漢字を用いて表してきたのかを眺め、かたがた、その漢字がほかにどのような和訓と結びついているかについて触れることにする。

古いところでは、『日本書紀』に、「櫛此云柯之」(巻二十六、齊明五年三月)とあり、「赤櫛此云伊知毗」(巻二十一、用明二年四月)と訓み分けている。巻三(神武元年正月)に「櫛原」とあるのは「カシハラ」と訓まれ、巻十三(允恭四年九月)の「味櫛丘」、巻二十四(皇極三年十一月)の「甘櫛岡」、巻二十六(齊明五年三月)の「甘櫛丘」はいずれも「ウマカシノヲカ」(旧訓「アマカシノヲカ」と訓まれる。『古事記』中・下巻には「白櫛原宮」「白櫛尾上」「甜白櫛之前」「熊白櫛」「白櫛上」「味白櫛」と用いられ、「赤櫛」を「イチヒ」と訓ずるのに対して、「白櫛」で「カシ」と訓まれる(『古事記伝』二十五之巻)。「櫛」字は「断木也」(説文・玉篇)とされる字で、上代では記紀以外に「カシ」と訓む用例のあるのを知らない。「櫛」字は『万葉集』、『出雲国風土記』(島根郡)や『肥前国風土記』(松浦郡)に見え、「櫛」字も『万葉集』および『出雲国風土記』(仁多郡・大原郡)に見えており、いずれも「カシ」の訓があてられている。『延喜式』神名帳、近江国伊香郡の「甘櫛前神社」を、本居宣長は『古事記』の記事から推して「アマカシノサキノ神社」とよめる可能性を指摘した(『記伝』)。新撰字鏡に「加志乃木」の注のある「櫛」字があり、「櫛」とは別字扱いの字ではあるが、類篇のように「櫛」「櫛」を同字として載せる字書もあることなどを勘案すると、宣長の推定はむげに退け得ないところがあるのである。新撰字鏡にはこのほかに、「櫛」字に「久万加志」「久万豆々良」とあり、

また、「櫛」「櫛」字に「カシノキ」の和名が示されている。熟字「白樹」にも同じ和名が記されている。これらは他の文献中に見出すことが困難である上、字義にもほとんど知るところがない。

以下、もっと後の文献にも例の得られるものを挙げる。

名義抄、「櫛」（音而 タメリカタ）の下に「櫛」字があり、

音訓与上同 又鴛 張弓一箭 又音振 不解人事也 皮可染赤如

糸 トカタ ツカ ハソノキ カシノキ 櫛〔正〕

とある。新撰字鏡にも「櫛」「櫛」二字に注して、

二形同作 而注奴豆二反去 又加之反平 梁上柱也 構也 又不

解事 波々木 又辛桃 又加志乃木也

と見えるが、字鏡集には「トカタ」「ツカ」「ハソノキ」「カシノキ」の訓を襲っているから、新撰字鏡の「波々木」はおそらく「ははそのき」を誤ったものであろう。難字記での訓は「ケタ」「ツカム」

「カヘ」の三訓。音訓篇立では「櫛」字に「而注奴豆二反 ハシラ カラモト カシノキ」とある。

名義抄の「櫛」字に「トチ」「カシノキ」の二訓がある。字鏡抄および字鏡集も同じい。その字注に「杼也」とあるが、「杼」字には「トチ」の訓はあるが、「カシノキ」の訓のあるものは管見の限りでは見出せなかった。「櫛」字は篆隸万象名義に「吁羽反 杼也」とあり、宋本玉篇に「吁羽切 説文云柔也 一曰様也」とある。「柔」字を篆隸万象名義に求めると「管張反 杼也 杼也 杵也」とある（因に宋本玉篇には「時落切 杼也 今為杼」とある）。「様」字が「辞両切 杼実也」、「椽」字「同上」と続いている（宋本玉篇）ので、同字なのであろう。「杵」字は篆隸万象名義に「才落反 椽也」と記してある。これら一連の字はほぼ同類を表していると考えられるのであるが、「カシノキ」の訓が施されることのあるのは「櫛」字以外では「杵」字に限られている。「杵字に」「カシノキ」の訓の見られる

文献は、色葉字類抄・世俗字類抄（七巻本）・字鏡抄・字鏡集・篇目次第・難字記・音訓篇立など。「カシ」の形の訓では、名義抄・字鏡抄・白河本を除く字鏡集諸本に見える。この「杵」字に施された訓はほかに「ユシ」「ユスノキ」「ハソソ」「マユミ」「ユツリハ」「イチイ」「タラノキ」「キル」「キトル」「サク」「ナカスホナリ」などがある。木の名として「ハハソ」「マユミ」「ユヅリハ」「ユシ」と「カシノキ」とが並んでいるところに、何らかの共通性が見出せるのであろうか。

「榿」「欄」「櫛」字に「カシノキ」の訓のあるのは、特に字鏡抄・字鏡集に見られることのように、**「櫛」**字では弘治二年写倭玉篇の例、「櫛」字では篇目次第の例を加えることができる程度である。「欄」字に音「セン」を示すから、国字ではないようであるが、康熙字典にも大漢和辞典（諸橋）にも見ることができない字である。また、「榿」字の訓に「カシ」のあるものも、龍谷大学本を除く字鏡集に限られるようである。「榿」字の和訓を白河本字鏡集によって列挙すると、「サカキ」「ヤマナシ」「ナシノキ」「アマシ」「カシ」「ミル」「ヨシ」「サス」「ツク」「クミノキ」である。字鏡集の伝本によつては、「サカキ」が「サカリ」、「グミノキ」が「タンノキ」とあつて、訓に信頼のおけないところもある。「カシ」の訓も、寛元本をもとに符谷掖斎の校合書入れを施した本では朱で書き足されたものである。

「櫛」字に「カシ」と付訓のある宣賢卿字書の例は疑わしい。宋本玉篇の「櫛」字に、

来都切 柱上柎也 呂氏春秋曰 果之美者箕山之東青鳧之所有甘櫛焉 一曰櫛木出弘農山

とあり、字鏡集の訓に「ハシ」「ユシキカタ」「ハシノキ」とあるから、「ハジ」の誤訓かと考えられる。時代は下るが、文選字引に「ハ

ジ ウツキ マスガタ ハナノシベ」とあるのも参考になるであろう。

「櫛」字は篆隸万象名義に、「之餘反 韋字 似椽木也」、宋本玉篇に「之餘切 木名 冬不凋」、名義抄の字注に「甘柘」とあって、古くは「イチイ」(白河本字鏡集)とされ、「カシ」と施訓されることはなかったようであるが、近世に至って「カシ」の訓が適用された例を見るようになる。男節用集如意宝珠大成・和字正俗通・雑字類編など。「櫛」の形で筆海俗字指南車、「櫛」の形で万国商法往来にも見える。いずれも「櫛」の字形を訛つたものであろう。この「櫛」字のみで「ドングリ」とした例が増続会玉篇大全・字林大全・四声字林集韻・日本新玉篇などに見えるが、新刊多識編の「櫛子」の項に「今案登牟久里」とあるあたりから出ているのであろう。小野蘭山の本草綱目啓蒙に「櫛子」を掲出して、「カシノミ セウダメ〔志州〕カシノキ〔以下樹ノ名〕 カタギ」の称を並べ、「櫛」字の俗字「盞」を袁州府志から示している(巻之二十六、山果類)。近世の本草家の認識では「カシノキ」あるいは「カシ」と「櫛」字とは緊密に結びついてきたようである。なお、俳題正名に「苦櫛子」(カシノミ)があること、農人往来に「櫛〔百日紅〕」とあるが、何によるか明らかでないことを付け加えておこう。

「枋」字は、和字正俗通に「枋」(借字四、誤義訓)とある程度で、ほかに例を拾うことができないているが、宋本玉篇の「木 可作車」という注からすれば、「かた木」で「車材」となる《かし》に近いものを感じたとしてもさして不自然ではない。なお、字彙の「櫛」字の注に、「鋤柄 又枋也 一名万年木」とある。

古くから「カシノキ」あるいは「カシ」と訓まれることの多かった漢字の一つは「櫛」字である。和名抄(巻二十、木類)に、

櫛 唐韻云櫛〔音薑 和名加之〕万年木也 爾雅集注云一名柎

一名櫛〔柎音紐 今案又柎械之柎 見刑罰具〕

とあり、「万年木」「柎」「櫛」も「カシ」に相当することがわかる。

「柎」字の場合、刑罰具としての「カシ」でもあるという。刑罰具の「クビカシ」「アシカシ」「テガシ」の「カシ」の部分のアクセントは、名義抄によると上平であるが、木名の「カシ」は平平で同じくない。また、刑罰具の「カシ」は「カセ」の異形を生み出し、幕末から明治にかけて「カセ」の形の方へ移って行くが、木名の「カシ」にはそうしたことが見られない。ここでは木の名の「カシ」だけを扱うから、「柎」字については触れないことにする。「カシノキ」の形を「櫛」字に付したものは、名義抄・色葉字類抄・伊呂波字類抄・字鏡抄・字鏡集・音訓篇立・宣賢卿字書・篇目次第・慶長刊倭玉篇などに見え、「カシ」の方は、名義抄・世俗字類抄(二巻本・七巻本)・字鏡抄・字鏡集・頓要集・温故知新書・塵芥・桂本佚名古辞書・慶長刊倭玉篇・類集文字抄・筆海俗字指南車・増続会玉篇大全・和字正俗通・太平節用福寿往来・農人往来・文選字引その他に見える。「カシノキ」の例は、堯空本節用集・弘治二年本節用集にあり、「カタギ」の例は、運歩色葉集・永祿二年本節用集・両足院本節用集・饅頭屋本節用集・天正十七年本節用集に拾える。ほかに「クスノキ」(字鏡抄・字鏡集)、「スキノエ」(弘治二年写倭玉篇・慶長刊倭玉篇・四声字林集韻・正字玉篇大全・日本新玉篇など)、「スキノキ」(字林大全・文選字引)もあり、類似の木名や用途を和訓としたものと考えられる。また、「マユミ」の訓が続百姓往来太平楽と田舎往来に施されているが、「櫛」「檀」の字形の類似に起因するところなしとしない。

字形の類似がもとで新たに「カシ」の訓が加わった字の例として「櫓」を挙げたい。「櫓」字は、新撰字鏡に「櫓」字(朗古反 彭楼)の同字として「上同 大盾也 楼也 露也」とあり、宋本玉篇にも「力親切 城上守禦望楼 説文曰大盾也」とあって、《たて》あるいは

は《やぐら》の字義が示されている。ところが、七卷本世俗字類抄・字鏡抄・字鏡集・難字記・類集文字抄には「カシ」の訓があるのである。また、天正十八年本節用集の欄外の書入れにも「櫓カシノキ」とある。字鏡抄を例にとると、「櫓」字の訓は「タテ ヤクラ カシ ヲロカヲヒ ヲロヲヒ コシキ」とあって多彩であるが、「コシキ」は「櫓」字との類似から誤って入れられた訓であろうと考えられる。おそらく、他にも字義にそぐわない訓の混入はあると考えておく余地があるであろう。「櫓」字の実現字形は、

櫓 (七卷本世俗字類抄)

櫓 (白河本字鏡集)

櫓 (字鏡抄)

櫓 (難字記)

などがあり、一方、「櫓」字の実現字形には、

櫓 (色葉字類抄)

櫓 (温故知新書)

櫓 (頓要集)

櫓 (塵芥)

櫓 (宣賢卿字書)

櫓 (慶長刊倭玉篇)

櫓 (類集文字抄)

のような形も見られ、両者が紛れる場合は低くないと感じられる。『万葉集』中の「櫓」字が「櫓」に作られる(『万葉集文字弁証』)ことも、「櫓」字が古くは安定した字形では用いられにくかったことを物語っているであろう。「櫓」字の字義に《かし》がないことからしても、「櫓」字に由来すると考える蓋然性が高いのである。

「櫓」字に「カシノキ」「カシ」の訓を付した例がある。「カシノキ」は色葉字類抄・七卷本世俗字類抄、「カシ」は伊呂波字類抄・温

故知新書・商売用字尽に見える。商売用字尽の例は左訓で、右訓は「アハキ」とある。「櫓」字は『古事記』に「櫓原(アハキハラ)」と用いられ、「アハキ」の訓で、伊呂波字類抄・字鏡抄・字鏡集・夢梅本倭玉篇に載っているが、「アヲキ」の形でも筆海俗字指南車・分類早見字尽・大全文字尽などに見える。さらに、七卷本世俗字類抄には「ユツリハ」の項にもこの字が当てられている。おそらく常緑の光沢ある葉が特色であるからであろう。

「櫓」字をも「カシ」とするのは七卷本世俗字類抄であるが、色葉字類抄の「カシノキ」の項にはこの字を欠いている。「櫓」字に「カタキ」の訓があるが、あるいはこれを誤って「櫓」字の「カシ」にまで拡張したものかも知れない。

塵芥に「柎」と並べて「櫓」字にも「カシ」の訓を及ぼしている。注に「其櫓也」とあるから確かであろう。ただし、宋本玉篇に「鑿柄」とあるから、「ノミノエ」にもなるような「堅木」で作る刑罰具というところかも知れない。

「櫓」字は「堅木」を一字にした和製の字であるが、一般に「カシノキ」「カシ」「カタキ」として用いられる。「カシノキ」の訓のあるのは、名義抄・字鏡抄・字鏡集・宣賢卿字書・塵芥・書言字考節用集・世界商売往来追加などである。「櫓木」二字に「かしのき」と振仮名のある例もある(商売用字尽)。「カシ」は色葉字類抄・七卷本世俗字類抄をはじめ、頓要集・文明本節用集・温故知新書・明応五年本節用集・黒本本節用集・龍門文庫蔵室町中期写節用集・堯空本節用集・両足院本節用集・饅頭屋本節用集・増刊下学集・龍門文庫蔵天文十九年写節用集・弘治二年本節用集・永祿二年本節用集・音訓篇立・天正十七年本節用集・天正十八年本節用集・大谷大学本節用集・難字記といった中世の字書やいわゆる古本節用集や語彙集にかなり見られる。下つては、字纂往来・和字正俗通・分類早見字尽・大全文引節用集・

増字百倍早引節用集・農家手習状・童訓集・訓蒙夷曲歌字尽・大全歌字尽・累用字尽などにも見られる。ついで目につく例は「カタキ」「カタギ」の訓である。「カタキ」は天正十七年本節用集と塵芥に例がある(「榎木」二字で「カタキ」とする例は船由来記に見える)。「カタギ」の形では、運歩色葉集・饅頭屋本節用集・筆海俗字指南車・太平節用福寿往来・農人往来・続百性往来太平楽など(「榎木」二字で「カタギ」とする例は易林本節用集にある)が挙げられる。さらに「ケヤキ」の訓を施したものとして累用字尽・難字往来・小野篁歌字尽などを指摘することができる。いわゆる印度本の節用集には「トカ」というのも添えられているが、何によるかは明らかではない。

以上、「かし」を表す字と、その字のもつ他の訓をあらあら見たのであるが、結局、「檜」字のように直接「カシ」と「カシハ」の訓が並び存するものは他の字では認められなかった。ただ、「カタキ」あるいは「クスノキ」の訓を《かし》《かしわ》を表すそれぞれの字が共通にもつこと、もつと敷衍してよければ、「イチイ」や「ハハソノキ」「トチ」などのようにもう一つ二つの《X》を介在させると《かし》を表す字と《かしわ》を表す字との間につながりが生じそうなことが仄見えるのである。

本稿ではとりたてて本草学関係の文献を採用しなかったが、あえてそうしたの、

凡て鳥獸草木などの名の漢字は、古は、書によりて、心々に当たれば、異なること多し、漢国にてすら、彼此たがひにまぎれて、さだかならぬが多ければ、皇国にては、まして然あるべきことなり、後、世に、本草と云書を、むねと学ぶ輩の云、説など、精きに似たれど、なほ定めがたきこと多し、いかにもあれ、漢字は仮の物なれば、深くさだすべきにもあらず、

といった本居宣長の考え『記伝』に同感するところがあつたからであ

る。まことに漢字は仮のものであるという感を深くすることである。

五

固有名詞としての姓氏・地名の中に、「柏」字が「かし」の形、あるいは「かへ」「かや」に発する「かい」の形で読まれるものがある。《かし》の二音節語を「柏」で書くということに、あるいは「かい」の形の存在も幾分か貢献するところがあつたかも知れない。

姓氏の例では、「柏原」に「かしはら」「かいばら」があり、「柏間」に「かしま」、「柏森」に「かしもり」がある。ほかに、「柏山」で「かしやま」を名乗る人々がいることも知られている。「柏山」氏は陸中胆沢「柏山」発祥の中世豪族の由であるから、その名乗りの古さも相応のものと考えてよからう。

地名の方での例はもつと多い。列挙すると、

- 「柏ヶ洞」(かしがほら) 愛知県西加茂郡小原村
- 「柏子所」(かしこどころ) 秋田県能代市
- 「柏田」(かした) 大阪府東大阪市
- 「柏村」(かしむら) 大阪府八尾市
- 「柏沢」(かしさわ) 山形県最上郡戸沢村古口(俗称)
- 「柏谷」(かしや) 静岡県田方郡函南町
- 「柏谷沢」(かしやざわ) 山形県飽海郡松山町
- 「柏原」(かいばら) 兵庫県水上郡(町名)
- (がいばら) 岐阜県益田郡小坂町門坂(俗称)
- (かしはら) 岐阜県吉城郡神岡町
- 奈良県御所市
- 大阪府豊能郡能勢町
- 兵庫県川辺郡猪名川町
- 香川県綾歌郡国分寺町

るが、この本文に従う限り、「榿」字は「カシワノキ」であることになる。他の伝本によって、あるべき形に正されることは論をまたないが、このように通常の訓から逸脱した剰余としての例を生産する背景には、『かし』と『かしわ』とを混してもさして不都合を感じない認識があるのであろう。

いまひとつ、『交隣須知』の諸本の記事の異同を調べた結果を記しておく。

まず、京都大学言語研究室蔵苗代川本にある文を引く(都合によりハングルでの表記を省略する。以下同じ)。

- (1) 茅 カシノミハ キノミナレトモ クイマセヌ
 (2) 榿 カシワノキハ キノルイテ タシカニシテ ヲモサカ ヨノ

キノ フタツガケモコサル

この伝本は「文化、文政頃より、おそくとも、天保、安政頃までの、つまり、十九世紀の前半期の書写と見て太過ないもの⁽¹⁶⁾」⁽¹⁶⁾と言われる。これが明治十六年外務省蔵版『再刊交隣須知』では次のように改められている。

- (1) 榿 トチノミハ 凶年ニ クフモノジヤ
 (2) 榿 クヌ木ハ キノ中デ カタクシテ オモサカ ヨノキヨリ
 ニツガケモ マシマス

また、同年刊行の宝迫繁勝刪正『交隣須知』には、見出し漢字が削られて、

- (1) トチノミハ凶年ニクフモノジヤ
 (2) クヌ木ハ木ノ中デ堅クシテ重サガヨノ木ヨリフタツガケモシマス

とある。

これが明治三十七年刊行の前掲恭作・藤波義貫の共訂という『校訂交隣須知』には(1)(2)の順序も入れかわり、次のようになる。

- (1) 榿 榿は木の中で堅くて重さが外の木の倍もございます。
 (2) 榿 榿は木の中で堅くて重さが外の木の倍もございます。
 (1) 榿 とちの実は饑饉年にくふものだ。
 (2) 榿 とちの実は饑饉年にくふものだ。
 (1) 茅 カシハ 木ノミテ コサレトモ クイマセヌ
 (2) 榿 トチノ木ハ 木ノ ルイニ カタウシテ ヲモサガ ヨノ木
 フタツガケモ ゴザリマスル

とあるのである。

ハングル表記にも多少の出入りが認められ、処理のむつかしきを感じさせるが、「トチ」「クヌギ」「カシワ」「カシ」をほぼ同類のものとしているようである。特に前掲校訂本に「榿」の見出しであるにもかかわらず、本文に「榿」字を用いている点は注意すべきである。

こうした例をもっと得られるようになれば、芥川龍之介の件⁽¹⁷⁾の例に対しても、もっと寛容な態度で接することができるようになるであろう。

注

- (1) 山下浩『本文の生態学 漱石・鷗外・芥川』(日本エディターズスクール出版部刊)に、原稿から印刷までの本文の変容を扱う。
 (2) 架蔵の板本・複製あるいは翻刻資料に、大学図書館の蔵書を主として利用した。往來物では図書館蔵本と『日本教科書大系 往來編』に多くを負っている。
 (3) 「榿」字と「榿」字その他に古くから混乱があったらしい。
 (4) 別に少し例示を加えておく。上字が本来その訓を有する字、下字は侵された側の字。括弧内に当該の訓を挙げる。

檀 — 檀 (ホシイママ)
 棹 — 掉 (サヲサス)

卒 — 率 (ニハカニ)

疆 — 疆 (サカヒ)

磯 — 磯 (イソ)

筋 — 筋 (スヂ)

箏 — 箏 (タカムナ)

錠 — 錠 (イカリ)

鎗 — 鎗 (カギ)

(5) 引用にあたって細注を「」内に示す。以下同じ。

(6) 『古事記』の当該箇所には次のようにあって、「松柏」の指示する具体的な意味がよく語られている。

(7) 干祿字書に、「益益麿席索索栢栢〔並上俗下正〕」とある。

(8) 山本秀人「漢字字体の問題—院政鎌倉時代書写の片仮名文に

おける木偏と手偏について—」(『福岡教育大学紀要』第四十一号第一分冊、平成四年二月)参照。

(9) 「柙、檻也 以藏虎兇 从木甲声」とある。

(10) 南都賦に、「椶栢柙櫃 楓柙櫨歷 帝女之桑」、李善注「柙、

香木」とあり、呉都賦にも、「木則楓柙櫨樟 栢櫨栢栢」とあり、注に「楓柙皆香木名也」とある。

(11) これを「動用字」(『道齋隨筆』)と呼ぶ。いささか例示する

と、

羣 || 群 裏 || 裡 鶯 || 鵝 畧 || 略

蟹 || 概 蟹 || 蟻 胃 || 胸 霄 || 腰

鄰 || 隣 氈 || 氈 颯 || 颯

など。中には別字のセットであるものもあるので注意が必要であ

る。 暉 × 暉 案 × 紋 架 × 枷 忘 × 忙

陞 × 郵 陪 × 部 猷 × 猶

梁東漢『漢字的結構及其流變』(上海教育出版社)を参照。

(12) いま「檜」字の訓のついでをもつて、『大和物語』の第六十八

段について触れておきたい。

『大和物語』の本文を永青文庫本によって示す(濁点・句読点は私に付す)と、

枇杷殿よりとしこが家にかしは木のありけるをおりに給へり
けり。おらせてかきつけたてまつりける、我宿をいつかは君がならしはのならばがほには折にをこ
する

御かへし、

柏木に葉守の神のましけるをしらでぞおりしたゝりなき
るなである。これを『後撰和歌集』巻第十六(雑歌二)に収めるもの
と対照する。『後撰集』には、

枇杷左大臣、よう侍りてならのはをもとめ侍りければ、ちか

ぬがあひしりて侍りける家にとりにつかはしたりければ

わがやどをいつならしてかならのはをならしがほにはをりに

おこする

返し

1183 ならの葉のはもりの神のましけるをしらでぞをりしたたりな
さるな 枇杷左大臣とある。両者を対照してみると改めて『大和物語』の側の不自然
さが浮かび上がってくる。すなわち、俊子の贈歌の「ならしはのならしがほには折にをこする」が、詞書に相当する作歌事情を説
明している文での「かしは木」を無視したかのような形になって

いること、また、返歌「柏木に葉守の神のましけるを」が直接贈歌の「ならしばの」の表現に即かないで、もつと前の方の「かしは木」の方に言葉を描いていることである。これに比べると、『後撰集』の側の方が表現が整備されていると言える。詞書・贈歌・返歌ともに「ならのは」を用いて矛盾を生じないようにしてあるのである。しかし、皇宮衛護の司である兵衛の官を「柏木」と呼ぶことから考えて、葉守の神が坐す木とは、「柏木」の方が一般的であったと考えるとよい。『枕草子』（「花の木ならぬ」の段）に、「柏木いとをかし。葉守の神いますらんもいとかしこし。」とあり、『源氏物語』に、「柏木に葉守の神はまさずとも人ならすべき宿の梢か」（柏木）とあるように、「葉守の神」といえば、連想は「柏木」の方へ及ぶのが普通のようなのである。同時に「柏木」の縁で「なら」「馴らす」の技巧が用いられているのである。ただ、『大和物語』『後撰集』、いずれがもとの形、いずれが後人の手の加わった形と、明確にすることは今のところ困難である。『大和物語』の方では異名同物として「かしは木」「なら」が用いられ（『契沖雜記』に、「ならと、かしはと、同じ物なり」とあるのも参考になろう）、『後撰集』ではそれが明示的でないというのである。

(13) 大野史朗・藤田豊編『難読姓氏辞典』（東京堂出版刊）による。

(14) 丸山浩一『秋田 名字のすべて』（秋田魁新報社刊）参照。

(15) 山口恵一郎・楠原佑介編『難読地名辞典』（東京堂出版刊）の挙例による。

(16) 『交隣須知 本分・解題・索引』所収の濱田敦「薩摩苗代川に伝えられた交隣須知について」による。

(補Ⅰ) 井手至氏には「石迹柏」を「巖と柏いはいは（と）」と解する考説が

ある（初出『萬葉集研究』第七集、昭和五十三年九月。『遊文録 萬葉篇一』に再録）が、いま、この説は採らない。

(補Ⅱ) なお、前川文夫『日本人と植物』（岩波新書）に、「二つのカシワ」として、かなり詳しく論じた部分がある。